

報道関係者 各位

令和 7 年 5 月 30 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部健康安全課
課長 田川 健志
労働衛生専門官 袴田 周
(電話)018-862-6683

労働安全衛生規則改正に伴う熱中症対策の徹底について（要請）

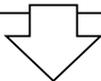
秋田労働局（局長 山本博之）は、労働安全衛生規則の改正により職場における熱中症対策が強化され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されるのに伴い（添付資料参照）、改正内容の徹底を図るため、建設業労働災害防止協会秋田県支部長に対し、労働局長が下記のとおり要請を行います。

また、労働局長の要請のほか、6 月中に労働災害防止団体、経営者団体及び一般社団法人秋田県警備業協会の 9 団体に対しても、労働基準部長が同様の要請を行うこととしております。

【改正点】

これまでの職場における熱中症対策（改正前）

- 労働者に与えるために、塩及び飲料水の備え付け



問題点：過去の死亡災害事例のほとんどに初期症状の放置や対応の遅れ

これからの職場における熱中症対策（改正後） これまでに加え…

- 【体制整備】熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけたものがその旨を報告するための体制整備。
- 【手順の作成】熱中症発症者を改善させる適切な対応や医療機関等への連絡などを行うための手順の作成。
- 【関係者への周知】事業場内で取り決めた体制整備の状況及び作成した手順を関係作業員に周知すること。

記

1 実施日時

令和 7 年 6 月 6 日（金） 午前 11 時 00 分～午前 11 時 30 分

2 場 所

建設業労働災害防止協会 秋田県支部（一般社団法人 秋田県建設業協会）
秋田市山王四丁目 3 番 10 号

3 取材の申込み

取材を希望される方は、6月5日（木）午後3時までに秋田労働局労働基準部健康安全課担当 労働衛生専門官 袴田あてご連絡をお願いします（電話 018-862-6683）。

4 要請団体（10 団体）

建設業労働災害防止協会秋田県支部

一般社団法人秋田県労働基準協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会秋田県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会秋田県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会秋田県支部

一般社団法人秋田県経営者協会

秋田県商工会議所連合会

秋田県商工会連合会

秋田県中小企業団体中央会

一般社団法人秋田県警備業協会

5 添付資料

「熱中症対策が強化されました」